

賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項の規定
(インフレスライド条項) の適用に係る特例措置について

賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項の規定(インフレスライド条項) の適用に係る運用基準の特例として、下記のとおり定める。

1 適用対象工事

令和8年3月1日前に契約をした工事のうち、基準日から残工期が2月以上ある工事であること。

2 内容

スライド協議の際に設定する基準日について、区が認めた場合には、令和8年3月1日(公共工事設計労務単価の改定が行われた日)を限度に、さかのぼることができることとする。

3 手続

特例措置の適用を希望する場合は、区が指定する日までに、工事主管課担当者に申出を行い、基準日について協議を行うこと。

4 留意事項

- (1) 基準日をさかのぼる場合は、受注者側で基準日時点の出来形数量について、資料等を基に証明すること。証明できない場合は、基準日をさかのぼることはできない。
- (2) 基準日の設定がなされたら、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項の規定(インフレスライド条項) の適用に係る運用基準」に則り、手続を行うこと。